

**マリンバイオテクノロジーを核としたシーズ創出研究(DX推進枠) 業務委託
提案募集要項**

1 業務概要

(1)趣旨

駿河湾等の特徴ある環境や、そこに生息する多様な海洋生物など、本県の魅力ある海洋資源を活用し、マリンバイオテクノロジーやAI解析、IoT技術等のデジタル技術による研究開発を推進するとともに、その成果を早期に産業応用に結び付けるため、シーズ創出研究の提案を募集する。

(2)募集する研究テーマ

「マリンオープンイノベーションプロジェクトにおける研究開発・産業応用の基本方針」(別添)に掲げる研究開発の重点方向に沿った研究テーマとする。

(3)実施期間

最大3年

(4)業務形態

委託契約(公募型プロポーザル方式)

(5)業務委託期間

契約締結日から令和8年3月10日(火)

※複数年計画の研究であっても単年度毎に契約を締結する。毎年度2月又は3月に実施する審査の結果、継続が認められたものに限り、次年度の契約候補者として県と別途協議を行い、協議が整った場合に次年度の契約を締結する。

(6)委託限度額

1件あたり、令和7年度は10,000千円/年(消費税及び地方消費税込)以内とし、2年目、3年目も10,000千円/年((消費税及び地方消費税込)とする。

なお、本委託研究は令和7年度の予算に基づき実施するため、今後の予算案の審議状況により、複数年計画の研究における2年目以降の委託限度額が変更されることがある。

(7)選定予定件数

予算の範囲内で複数を選定

(例) 5,000千円規模を2件、3,000千円規模を3件、7,000千円規模1件と3,000千円規模1件 など

2 応募資格

次の(1)から(8)までの全てを満たす者であること。

(1)法人格を有する大学等研究機関であること。なお、企業や静岡県試験研究機関等とのコンソーシアムも対象とする。

(2)提案する業務計画について、他の募集機関から採択を受けていないこと。

(3)委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。

(4)直近1年間において、都道府県税を滞納している者でないこと。

(5)国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(6)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (7)会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8)次のアからキのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 応募手続

- (1)応募期間
令和7年4月17日（木）から5月19日（月）午後5時まで（必着）
- (2)応募方法
電子メールにより必要書類（下記(4)参照）の電子ファイルを提出すること。
- (3)提出先
後述の「12 提出先、問合せ先」を参照
- (4)必要書類及び必要部数
- ア 提案書 （様式第1号）
 - イ 業務計画書（様式第2号、様式第2号別紙）
 - ウ 確認書
 - エ 応募資格確認書類
 - ・機関の概要がわかる書類
 - ・直近1年間の納税証明書（本社等所在地の法人都道府県税）※エは、該当する場合のみ添付すること。
- (5)様式等の入手方法
下記からダウンロードすること。
静岡県新産業集積課ホームページ
(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/kankyosangyo/1040481/index.html>)

4 質問の受付及び回答

(1) 質問は、質問票（別紙1）により行うものとし、電子メール又はFAXにて受け付ける。なお、いずれの場合も受信を担当者に電話で確認すること。

ア 質問の受付担当：「12 提出先、問合せ先」を参照

イ 質問の受付期間：令和7年4月17日（木）から4月25日（金）午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、原則として質問を受理した日から3日（土曜・日曜・祝日は含まない。）以内に、質問者に対して行うほか、静岡県ホームページ上に掲載する。

静岡県新産業集積課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/kankyosangyo/1040481/index.html>)

5 参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書（様式第3号）を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和7年5月12日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 提出先

後述の「12 提出先、問合せ先」を参照

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、辞退書（様式第4号）を「3(1) 応募期間」に提出すること。

6 審査

審査は、静岡県が別に定める選定委員会において、以下のとおり行う。

なお、提案書を提出した者（以下「提案者」という。）が10者を超えた場合は、事務局による書面審査を実施し、評価点の高いものから10者以内を審査対象者として選定する。

また、審査は提案書により行い、別資料による説明は認めない。ただし、事前に静岡県の了解を得た場合は、この限りでない。

(1) 実施日時

令和7年5月27日（火）※予定（変更する可能性あり。）

なお、開始時刻は、5月13日（火）までに電子メールにより各提案者に対して通知する。

(2) 実施方法

オンラインにより実施。

(3) 所要時間

各提案者25分程度を予定

（プレゼンテーション12分、ヒアリング11分、入退室2分）

(4) 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

7 選定方法

提案書の内容について、以下の項目に基づき評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。

なお、選定委員会が必要と認める評価項目を追加する場合がある。

また、選定結果は令和7年5月29日（木）までに、提案者全員に対して、電子メールにより通知する。

（１）審査項目

評価項目		評価基準	配点
企画内容	研究内容	「マリンオープンイノベーションプロジェクトにおける研究開発・産業応用の基本方針」に沿った研究内容であるか ・柔軟な発想に基づく、独創性や革新性の高い研究か ・活用する科学技術は先端的なものであるか ・デジタル技術を活用し、又はデジタル技術の活用につながる研究であるか	8
	成 果	静岡県独自のシーズ創出及び産業応用が期待できるか ・成果目標が具体的に示されているか ・産業化や大きなプロジェクトにつながるなど、将来性・発展性が見込めるか	8
	実施体制	上記成果の達成に必要な体制を整えているか ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備、支援体制等の研究環境は整っているか ・産業応用までの手順や工程が適切か	8
		静岡県試験研究機関との協力体制を整えているか ・県試験研究機関が協力者になっているか	8
見積金額		費目ごとの内容や積算は適切であるか[事務局配点] ・必要経費が計上されており、金額が適当か	8
類似業務等の実績		過去の実績から、受託者として適当であるか ・「マリンオープンイノベーションプロジェクトにおける研究開発・産業応用の基本方針」に沿った研究実績があるか	8
合 計			48

（２）加点点目

評価項目	評価基準	配点
企画内容	産学官の連携により海洋 DX(デジタルトランスフォーメーション) を推進する内容（注）であるか。 （注）例えば、以下のようなものを指す。 ・マリンインフォマティクス研究に資するもの ・スマート水産研究開発に資するもの ・ブルーカーボンの実現に資するもの ・海洋観測機器研究開発に資するもの など	8

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１）委託限度額を超えた場合

（２）応募期間を過ぎて提案書が提出された場合

- (3) 選定委員会に欠席又は遅れた場合
- (4) 不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- (5) 評価の公平性を害する行為があった場合

9 契約の締結

(1) 契約方法

選定された契約候補者は、県と別途協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する（コンソーシアムによる提案については、代表となる大学等研究機関と契約を締結する。）。選定された提案内容については、契約書（案）及び要領（案）に反映する。

なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すものとする。

(2) 委託業務費

委託業務費は原則、精算払いとし、県が必要と認めるときは、提案者の請求に応じて分割して前金払をするものとする。

また、委託業務費の対象となる経費は、委託対象経費（別紙2）のとおりとする。

10 知的財産権の帰属

シーズ創出研究業務を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、委託契約書に定める関連条項を遵守することを条件に、受託者に帰属させることができる。

ただし、静岡県試験研究機関との共同研究により発生した知的財産権の帰属先及び負担割合については、別途協議することとする。

11 その他の留意事項

- (1) 提案書は、一提案者当たり一提案までとする。
- (2) 提案書の作成及び提出に関する費用、選定委員会参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書については返却しない。また、提出された提案書は、公表を前提とする部分（提案者、研究テーマ、研究概要）を除き、提案者に無断で使用しない。
- なお、静岡県情報公開条例により情報開示の請求を受けた場合には、開示の対象となる場合がある。
- (4) 提案書提出後は、県からの指摘による場合を除き、提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (5) 受託者は、県から成果発表会等の実施内容の発表の場への参加を求められた場合には参加するものとし、そのための資料の準備を行うものとする。
- (6) 本委託業務は、国の地方大学・地域産業創生交付金が財源の一部に当てられていることから、国の会計検査の対象となる。
- (7) 委託業務期間中及び委託業務終了後に行われる検査及び監査により不適切な事項が判明した場合は、契約の締結決定が解除されたり、あるいは損害の賠償請求を受けたりすることがある。

12 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課

担当：吉田（よしだ）

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館9階）

電話：054-221-2985 F A X：054-221-2698

E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp